

財政指標の検討の視点

（論点）

現行制度では、フローの財政状況を表す実質収支の赤字のみを財政再建の基準としているが、早期是正及び再生のスキームを的確に機能させるためには、フロー指標だけでは捉えきれない将来負担に関するストック指標を追加するなど、指標の充実を図るべきではないか。

（現在の財政指標）

1 現在の再建法が用いている財政指標

＜財政規模に対する実質収支の大きさを示す指標＞

$$\text{実質収支（赤字）比率} = \frac{\text{実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）}}$$

- 実質収支が赤字 → 準用再建の申出が可能となる。
- 実質収支赤字比率が5%以上（都道府県）又は20%以上（市町村） → 準用再建を行わなければ公共施設等の整備のための地方債が発行できない。

〔注〕 5%・20%の考え方

財政再建の実績を基礎として、単年度に赤字解消に充てられる額を、都道府県は標準財政規模の2.5%、市町村は10%と推計したうえで、赤字解消に少なくとも3年以上を要する赤字額を抱える団体を対象としたもの。都道府県は、歳出の弾力性が低く、義務的経費に属さない経費の割合が市町村の約4分の1と推計された。

2 その他、現在用いている財政指標

＜公債費相当額による財政負担の度合いを示す指標＞ 【地方財政法に根拠】

$$\text{① 実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金（繰上償還等除く）＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋標準財政需要額に算入された元利償還金等）}} \times 100 \quad \text{の3カ年平均}$$

$$\text{標準財政規模－標準財政需要額に算入された元利償還金等}$$

- 実質公債費比率が18%以上 → 起債のために許可が必要な団体となる。
- 実質公債費比率が25%以上 → 一定の地方債の起債が制限される。
- 実質公債費比率が35%以上 → さらに制限の度合いが高まる。

<財政構造の弾力性を判断するための指標>

$$\textcircled{2} \quad \text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}}$$

- 地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源（経常一般財源等）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたもの（経常経費充当一般財源）が占める割合を示しており、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

<財政力を表す指標>

$$\textcircled{3} \quad \text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の3カ年平均}$$

- 地方公共団体の財政力を表す指数で、この指数が高いほど、財源に余裕があると言える。税金等が豊かで普通交付税の交付を受けない不交付団体は、この指数が1を超えることとなる。

(検討の視点)

○ ストック指標の検討例

<財政規模に対する将来負担の大きさを表す指標>

$$\textcircled{1} \quad \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{標準財政規模}}$$

<財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標>

$$\textcircled{2} \quad \text{将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{(\text{経常一般財源等} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分}))}$$

<財政余力に対する将来負担の年度当たり返済見込額の大きさを表す指標>

$$\textcircled{3} \quad \text{単年度財政余力比率} = \frac{(\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}) \div \text{平均残存年数}}{(\text{経常一般財源等} - (\text{経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分}))}$$

②③の経常一般財源等＝経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債

(注)「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書 ―普通会計の将来的な財政負担に関する分析方法―」(平成17年3月)より抜粋

当該団体		一部事務 組合等	地方独立 行政法人	地方公社	第三セクター
普通会計	公営事業 会計				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 一般会計 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 特別会計 (例) ・母子寡婦福祉特別会計 ・公債管理特別会計 </div>	(例) ・消防事務組合 ・廃棄物処理事務組合	(例) ・公立大学法人	(例) ・土地開発公社 ・住宅供給公社 ・地方道路公社	(例) ・(財)シルバー人材センター ・(株)観光物産センター <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 25px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>①資本金の1/2以上を出資している法人・資本金の1/2以上の債務を負担している法人 →・地方団体の長の調査等権限あり ・経営状況説明書類の議会への提出義務あり</p> <p>②資本金の1/4以上を出資している法人 →監査委員の監査権限あり</p> </div>

当該団体

一部事務
組合等

地方独立
行政法人

地方公社

第三セクター

普通会計

公営事業
会計

特別会計

(例)

- ・母子寡婦福祉特別会計
- ・公債管理特別会計

(例)

- ・国民健康保険事業
- ・病院事業
- ・水道事業

(例)

- ・消防事務組合
- ・廃棄物処理事務組合

(例)

- ・公立大学法人

(例)

- ・土地開発公社
- ・住宅供給公社
- ・地方道路公社

(例)

- ・(財)シルバー人材センター
- ・(株)観光物産センター

- ①資本金の1/2以上を出資している法人・資本金の1/2以上の債務を負担している法人
→・地方団体の長の調査等権限あり
・経営状況説明書類の議会への提出義務あり

②資本金の1/4以上を出資している法人
→監査委員の監査権限あり